

上場会社の内部管理体制等の改善の実効性向上に向けた特設注意市場銘柄制度の見直し等について

2023年10月26日

株式会社東京証券取引所

I 趣旨

当取引所では、重大な上場規則違反を行った会社に対して、内部管理体制等の改善を促すため、2007年に特設注意市場銘柄制度を導入しました。2013年には、より早期の改善を促す観点から、指定期間を短縮するなどの見直しを実施しています。

2013年の見直し以降に特設注意市場銘柄へ指定された銘柄の状況を見ると、内部管理体制等の改善は従前よりは早期に完了している傾向にありますが、体制整備すら未了のまま1年経過後の審査を迎え、指定を継続する事例も一定程度生じている状況です。

また、解除審査の時点においては、内部管理体制等の改善が認められるものの、事業の継続性や収益性等の問題により、今後においても、整備された内部管理体制等が維持され、適切に運用されるかどうかについて継続的な確認が必要と考えられる事例も生じています。

こうした状況を踏まえ、証券市場の更なる信頼性向上に向けて、特設注意市場銘柄制度について、上場会社に早期の内部管理体制等の整備を求めるとともに、改善した内部管理体制等の定着を図ることでその実効性を高めていく観点から、所要の制度整備を行います。

その他、市場区分の変更に係る審査プロセス等について、所要の上場制度の見直しを行います。

II 概要

項目	内容	備考
1. 特設注意市場銘柄制度の見直し (1) 指定解除要件の明確化	・ 内部管理体制等が適切に整備・運用されていると当取引所が認める場合に、指定を解除することを明確化し	※ 現在は、内部管理体制等に問題があると認められない場合に指定を解除することとしていま

項 目	内 容	備 考
(2) 整備に係る 期間の厳格化	<p>ます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定から1年経過後の審査までに、内部管理体制等を適切に整備することを求めることとします。 	<p>すが、上場会社に対して、内部管理体制等の適切な整備に加えて、適切な運用を求める観点から、指定解除の要件を明確化するものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ あわせて、内部管理体制等に関する審査の観点について、各市場区分の新規上場審査における観点と共通化します。 ・ ただし、内部管理体制等が適切に整備・運用されていると当取引所が認める場合であって、事業の継続性・収益性が確保されていることが確認できていない場合等の取扱いは、「1. (3) 経過観察期間の新設」をご確認ください。 <p>※ 現在は、指定から1年経過後の審査において、内部管理体制等が適切に整備されていると認められない場合でも、今後の改善が見込まれる場合には6か月指定を継続することとしています。早期の体制整備を求める観点から、内部管理体制等の整備に係る期間を1年に厳格化し、1年以内に内部管理体制等が適切に整備されていると認められない場合には、上場を廃止します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定から1年経過後の審査において、内部管理体制等が適切に整備されているものの、適切に

項 目	内 容	備 考
<p>(3) 経過観察期間の新設</p> <p>① 対象会社</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当取引所は、2回目の審査までに内部管理体制等が適切に整備・運用されていると認められた上場会社のう 	<p>運用されていると認められない場合は、2回目の審査まで、指定を継続できる点に変更ありません。ただし、2回目の審査については、事業年度ベースで運用状況等の確認を行うとともに、直近の内部統制報告書や内部統制監査報告書の記載の状況を勘案する観点から、1年経過後の審査による指定継続後に到来する事業年度の末日から3か月以内に、上場会社が提出する内部管理体制確認書に基づき行うこととします。</p> <p>※ 現在は、審査時点で内部管理体制等に問題があると認められない場合は指定を解除することとしています。事業の継続性・収益性が確保されていると認められない場合などは、内部管理体制等が適切に維持・運用されなくなるリスクが高いと考えられることから、最長で3事業年度の間、指定を継続し、内部管理体制等の整備・運用状況について継続的に審査を行うことで、改善の定着を図ろうとするものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の継続性・収益性が確保されているかどうかについては、財務諸表等に継続企業の前提に

項 目	内 容	備 考
<p>② 確認事項と 審査上の取 扱い</p>	<p>ち、次の a 又は b に定める場合に該当する会社について、指定を継続します。</p> <p>a 事業の継続性・収益性が確保されていると認められない場合</p> <p>b 上場維持基準に適合していない場合</p> <p>・ 当取引所は、「①対象会社」に該当し、指定を継続した上場会社の内部管理体制等の整備・運用状況等について、各事業年度の終了後に審査を行い、次のとおり取り扱うこととします。</p> <p>(1 事業年度目及び 2 事業年度目)</p> <p>a 内部管理体制等が適切に整備・運用されていると認める場合であって、「①対象会社」に該当しないこととなったとき 指定解除</p> <p>b 内部管理体制等が適切に整備・運用されていると認める場合であって、「①対象会社」に該当しているとき 指定継続</p> <p>c 再び内部管理体制等が適切に整備・運用されている</p>	<p>関する事項が注記されていないことに加え、プライム市場及びスタンダード市場の上場会社については、各市場区分で安定的な事業運営を行うことが可能な水準として、新規上場時に求めている利益の額及び純資産の額に関する基準を満たしていることを確認することとします。</p> <p>・ 各事業年度の審査は、事業年度の末日から 3 か月以内に、上場会社が提出する内部管理体制確認書に基づき実施します。</p> <p>・ また、期中において、重大な金商法違反や上場規則違反が新たに生じた場合、整備された経営管理組織や社内諸規則等と実際の運用に大きな乖離があると当取引所が認めた場合など、内部管理体制等が適切に整備・運用されているかどうかについて審査することが必要と認める場合にも実施するものとします。</p> <p>・ 事業の大幅な見直しや親会社の異動などの環境変化が生じた場合は、審査において、そうした変化に応じて必要な内部管理体制等が適切に更新され、適切に運用されているかどうかについても確認します。</p>

項 目	内 容	備 考
<p>③整備・運用状況の開示</p>	<p>と認められない状態となった場合 上場廃止</p> <p>(3事業年度目)</p> <p>a 内部管理体制等が適切に整備・運用されていると認める場合 指定解除</p> <p>b 再び内部管理体制等が適切に整備・運用されていると認められない状態となった場合 上場廃止</p> <p>・ 「①対象会社」に該当し、指定を継続された上場会社は、原則として年1回以上、内部管理体制等の整備・運用状況について開示するものとします。</p>	<p>・ 「①対象会社」に該当し、指定を継続された上場会社が、市場区分の変更申請を行い、市場区分の変更審査に適合した場合には、内部管理体制等が適切に整備・運用されていること及び事業の継続性・収益性が確保されていることが確認されたものとして、市場変更日に指定を解除します。</p> <p>・ 指定継続後に到来する事業年度の末日から3か月以内に開示を行うものとします。なお、内部管理体制等の整備状況については、例えば、事業の大幅な見直しや親会社の異動などの環境変化が生じた場合において、当該変化を踏まえた内部管理体制等の整備状況の変更がある場合に、その内容について開示するものとします。</p> <p>・ また、定期的な開示に加えて、当取引所が必要と認めた場合にも開示を行うものとします。</p> <p>・ 内部管理体制等の改善の実効性を確保する観点から、事業の継続性や収益性等の改善に向け</p>

項 目	内 容	備 考
<p>(4) その他</p> <p>① 呼 称 の 見 直 し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の「特設注意市場銘柄」について、「特別注意銘柄」へ呼称を変更します。 	<p>た取組や進捗についてもあわせて開示するものとします。</p> <p>※ 制度の基本的な機能を変更するものではありませんが、市場区分として独立したものではないこと、また、今回の見直しにより、上場会社が現に所属している市場区分に応じて、内部管理体制等の整備・運用状況や、事業の継続性・収益性等について確認を行うこととなることを踏まえ、投資者の分かりやすさの観点から呼称を変更するものです。</p>
<p>② 指 定 解 除 後 の 状 況 報 告 制 度 の 新 設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当取引所は、指定が解除された上場会社に対して、指定解除から5年が経過するまでの間、内部管理体制等の整備・運用状況を記載した改善状況報告書の提出を求めることができるものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提出された改善状況報告書は、公衆縦覧に供するものとします。
<p>2. その他</p> <p>(1) 市場区分の変更に係る審査プロセスの円滑化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ プライム市場又はグロース市場の上場会社がスタンダード市場への市場区分の変更を行おうとする場合には、幹事取引参加者による上場適格性調査を受けていなくても、当取引所による市場区分の変更審査の対象 	<p>※ スタンダード市場への市場区分の変更審査に関しては、そのコンセプトを踏まえればプライム市場やグロース市場への市場区分の変更審査と比較して相対的に確認項目が少なく、上場</p>

項 目	内 容	備 考
(2) その他	<p>とするものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その他所要の改正を行います。 	<p>会社としての実績も考慮可能であることから、審査プロセスの円滑化の一環として見直しを行うものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上場適格性調査を受けない場合には、当取引所による確認項目が増えることも想定されるため、標準審査期間を定めないこととします。

Ⅲ 実施時期（予定）

- ・ 2024年1月を目途に実施します。
- ・ 1.（1）から（3）までに関しては、施行日以後に特別注意銘柄の指定を行う会社から適用します。
- ・ 1.（4）②に関しては、施行日以後に特別注意銘柄の指定を解除する会社から適用します。
- ・ 2.（1）に関しては、施行日以後に市場区分の変更申請を行う会社から適用します。

以 上